

人事院 5年連続引き上げ勧告

生活を改善するにはほど遠い



発行所
高松市田村町1033-3
TEL (087) 867-4797
FAX (087) 867-6446
kakyoso@kakyoso.com
香川県教職員組合
定価 1部50円 1月100円
組合員の購読料は組
合費に含む

香教組ホームページ
http://kakyoso.com/

8月10日、人事院は2018年給与について勧告しました。

○ 本年の給与勧告のポイント

月例給、ボーナスともに引上げ

- ① 民間給与との較差(0.16%)を埋めるため、俸給表の水準を引き上げるとともに、総合職試験(大卒程度)、一般職試験(大卒程度)及び一般職試験(高卒者)にかかる初任給を1500円引き上げ、若年層についても1000円程度の改定。その他は400円の引き上げを基本に改定。(平均改定率0.2%)
- ② ボーナスを引上げ(0.05月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

給与勧告制度の基本的な考え方

私たち教育公務員の給与は国家公務員給与を基準に毎年見直しが行われています。国家公務員給与は、社会一般の情勢に適應し国会が随時変更することができ、その変更に関し必要な報告・報告を行うのが人事院です。

勧告は、労働基本権制約の代償措置として、国家公務員に対し適正な給与を確保する機能を有するものであり、能率的な行政運営を維持する上での基盤となります。また、公務には市場の抑制力という給与決定上の制約がないことから、給与水準は、経済・雇用情勢等を反映して労使交渉等によって決定される民間の給与水準に準拠して定めることが最も合理的とされています。(これを官民較差といいますが)

給与引き上げ0.16%
ボーナス0.05月改善だが

5年連続のベースアップ勧告となったことについては、闘いの側面がありますが、引き上げはわずか0.16%、一時金も0.05月の改善とおよそ公務労働者の生活を改善するにはほど遠い内容です。勧告では、初任給を1500円引き上げましたが、官民較差を埋めるには遠く及びません。例えば、俸給表の改定により行政職(一)高卒初任給は148600円となりましたが、時給換算にすれば885円、三大都市圏では、地域手当が支

給されなければ、最賃を下回ることになり得ます。また、本年3月31日をもって国家公務員の「給与制度の総合的見直し」が完了したことに伴い現給保障が廃止され、高齢層を中心に最高で1万円を超える賃下げが起きています。

雇用と年金の接続 定年の引き上げについて

人事院は「定年引き上げに係る論点整理」について「意見の申し出」を出し、①定年を段階的に引き上げ、最終的に65歳とする②60歳を超える職員の年間給与を60歳前の7割の水準に設定することが適当③勤務成績が特に良好である場合を除き、昇給しないこととする④「教職員に在職期間を通じて能力・実績

(一般の職員の場合の支給月数)

	6月期	12月期
30年度 期末手当	1.225月 (支給済み)	1.375月 (改定なし)
30年度 勤勉手当	0.90月 (支給済み)	0.95月 (現行0.90月)
31年度 期末手当	1.30月	1.30月
31年度 勤勉手当	0.925月	0.925月

に基づく人事管理を徹底」「降任や免職等の分限処分適時厳正に行われるよう、人事評価の適正な運用の徹底」を示しました。同様の仕事をしながら年齢を理由に引き下げるのは全く道理がありません。良質な公務員サービスを確保するためにも、高齢層職員の知識と能力の発揮が必要であり、地方自治体でも定年年齢の引き上げを進めるべきであり、それとともに希望者全員のフルタイム再任用を確保することが大切です。

国民の信頼回復に「全力を挙げる必要」があるのは高級官僚だ

公務員の人事管理に関する報告では、決算文書改ざんや幹部職員へのセクシャルハラスメントについて指摘されていますが、公文書改ざんやセクハラ行為者は高級官僚です。一般公務員は、大阪北部地震や西日本豪雨災害に見られるように、国民・住民の生命・財産を守るために必死で働いています。しかし、そこには公務・公共労働者が圧倒的に不足しているのです。

非正規雇用、低賃金労働が増大し、実質賃金が減少・停滞するなか、生活を改善し、景気の回復や地方活性化のためにも地方公務員・教職員の賃金改善が強く求められます。また、定年に関わって、現行の賃金水準を引き下げることなく定年まで働き続けられる職場・仕事づくりが急務であり、人員増による長時間過重労働の解消は待ったなしの課題です。



この夏の酷暑は深刻だった。連日35度以上の猛暑日が続く、各地で脱

命に関わる暑さ

この夏の酷暑は深刻だった。連日35度以上の猛暑日が続く、各地で脱着困難な状況により救急搬送される人が相次いだ。愛知県豊田市の7月17日、校外学習から帰った小学一年生の男子児童が倒れて搬送され、重度の熱中症である「熱射病」で亡くなった。ところが、香川県内では、特に東讃で夏休み短縮が数年来問題になっており、この酷暑も相まって深刻さを増している。2018年8月17日「民主市政をささぐ高松市連絡会」の一員として、高松市長や教育長に対し「熱中症事故防止のため今年度から夏休み短縮を中止する申し入れ」を行った。高松市の実例で言うと、簡易給食を食べる児童生徒がお昼12時頃下校す

「道徳科」を乗り越える道徳教育の実践 ～子どもたちと未来のために！～



参加者の感想

☆「道徳教育ははじめをなくすために行うものではなく、政治的背景があるとすることが分かりました。子どもたちに「よかったですな」と言える先生になりました。」

☆「子どもたちにどんな力をつけるか教員が議論して多様な実践を創造していくことが大事だと思った。」

☆「パワーポイントを使い、効

8月25日午後から高松テルサにて「夏の教育講座」が行われました。

講演は、「『道徳科』を乗り越える道徳教育の実践」子どもたちと未来のために！として、渡辺雅之氏（大東文化大学准教授）よりお話がありました。道徳を今の政治情勢も引用しながらどう見るかを伝え、改めて道徳とは何かを訴えていました。「道徳とは、異なる他者と共に生きる術」「それを阻むもの、破壊するものとたたかう市民的なちから」「そのために、学び、見る力」をいろいろな例題や表現、イラストで伝えてくれました。

冒頭のあいさつでは、大久保和彦中央執行委員長より「学校と組合がつながることの大切さ」「若い人に組合の魅力を伝えていこう」という話がありました。

第1号議案では、人事の内容について各支部の異動の状況や交渉の内容が紹介されました。

また、第2号議案では、定期大会以降の情勢報告がありました。県内の活動内容では、4月から学校現場で始まった「働き方改革」と「特別の教科「道徳」の現場でのとらえ方、実践。小学校での英語科の先行実施による中学校教師の派遣や、実際の授業の大変さなど現場での声が

8月25日高松テルサにおいて、第315回中央委員会が行われました。

冒頭のあいさつでは、大久保和彦中央執行委員長より「学校と組合がつながることの大切さ」「若い人に組合の魅力を伝えていこう」という話がありました。

第1号議案では、人事の内容について各支部の異動の状況や交渉の内容が紹介されました。

また、第2号議案では、定期大会以降の情勢報告がありました。県内の活動内容では、4月から学校現場で始まった「働き方改革」と「特別の教科「道徳」の現場でのとらえ方、実践。小学校での英語科の先行実施による中学校教師の派遣や、実際の授業の大変さなど現場での声が



冒頭であいさつをする大久保和彦中央執行委員長

第315回中央委員会開催

果的な資料を豊富に使い、とても分かりやすく説明してくれて、現在の「特別の教科 道徳」の問題点がよくわかってすばらしい講演でした。

☆自己責任論を乗り越えることの重要性が分かりました。

☆「知的障害を持つ子どもたち

の特別支援学校でも今年度から「道徳科」の記述を指導要録にする事になりました。徳目を教えるのではなく、毎日の生活

の中で子ども達のいいところを見つけて褒めてあげるのが大事なのかなと思いました。

公務労組 人事委員会へ要請

8月30日、香川県公務員労働組合連絡会議（国公労組・自治労連・県労連・香川高教組・香教組）は10月の勧告に向け人事委員会へ要請書を提出しました。

- 1 県民のいのちと財産と権利を守る公務公共サービスの拡充のため、人事院勧告を絶対視することなく、公務員賃金の社会的役割を踏まえ、地方公務員法に定められた生計費原則にもとづいたすべての職員の生活改善、雇用と処遇安定に向けた「勧告」を行うこと。
- 2 すべての公務員に対し、超過勤務・不払い残業根絶のためガイドラインに沿った対策及び長時間労働を是正するための「勧告」を行うこと。
また、メンタルヘルスやハラスメント対策、離職防止、健康維持のために実効ある措置を「勧告」すること。
- 3 業務の継続性や業務量から本来の地方自治の趣旨に基づき、非正規の正化、職員増により、人材を確保し勤務環境整備をすすめること。
- 4 地方公務員法、地方自治法の改正が行われたが、現在の待遇の切り下げは行わないこと。特に期末手当については、現在の待遇の上乗せとするとともに、均等待遇の観点から正規職員と同等の月数とすること。
また、現在の待遇を維持するため、正規職員と同じように経験年数加算等を加味すること。
5. 定年後の再任用希望者は全員本人の希望のとおり雇用すること。再任用職員の給与は、年金支給ゼロを前提とし生活が保障できる内容水準とすること。
また、政府の動向を踏まえ定年延長について検討するとともに退職手当の引き下げは行わないこと。
- 6 臨時・非常勤職員の処遇について、最低賃金の引き上げを踏まえ改善に向けた積極的報告を行うこと。
- 7 貴人事委員会として、本年度の人事院勧告の問題点について、意見を表明すること。

多くあがりました。教員の未配置の問題も深刻さを増しており、9月以降再調査していかうという意見も出ました。

第3号議案では、今後の活動の方針について述べられ、10月28日に行われる県教研の成功と香川教育の配付や署名、共同

済のお世話活動を通して、もっと組合員や組合員以外とつながっていこうという話で終わりました。

